

## 本部役員会情報 25

### ◆ 暑中お見舞い申し上げます。

理事長 小島 靖子

暑い日が続きますが皆様お元気にお過ごしでしょうか。

今年の初め、「2015年の年明け。戦後70年。ずっと ずっと戦後であって欲しいと強く思い、今、何かしていかなければならないと考える新年です。」と、年明けのあいさつをさせていただきました。

それから、半年しかたっていない、7月15日、「憲法違反である」という圧倒的多数の専門家の意見にも、また、多数の国民の「反対」「不安」の声にも一切耳を貸さず、与党だけの採決で「安保法案」なるものが衆議院で採決され、「いつか来た道」を歩み出そうとしている状況に強い憤りを感じています。

このままだと日本の若者が外国に行き、「殺し」「殺される」戦争に参加することになってしまいます。そんなことを許すことはできません。

自衛隊が行き武器を使用させられることになり、日本は敵国になり攻撃の対象となり戦争に入ってしまいます。そうなったら多くの国民に被害が及びます。

そんな状況になれば、「障害のある人が安心して豊かな地域生活を営めるように支援していきます。」という、私たち法人の理念の実現が危うくなります。

障害のある人が「穀つぶし」「非国民」と言われたあの時代を繰り返すことになってしまいます。そんなことは許せません。

あの時代、障害のある人は誕生さえ許されませんでした。1940年、すでに中国への侵略が進み、太平洋戦争が開始される前年、「国民優性法」が制定されました。その第1条は次のようでした。「本法は、悪質なる遺伝性疾患の素質を有する者の増加を防遏（ぼうあつ・・・とめる）すると共に健全なる素質を有する者の増加を図り以て国民素質の向上を期すことを目的とす」

そして、「悪質なる遺伝性疾患」の一つに「遺伝性精神薄弱」が含まれ「断種」の対象にされました。この「優性保護」の考えは戦後に引き継がれ、1948年に成立した「優生保護法」第1条には、その目的として、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止すると共に、母体の生命健康を保護すること」とされました。

この「不良な子孫」の中には「遺伝性精神薄弱」と並んで、1952年の法改正で、「非遺伝性の精神病又は精神薄弱」が加えられました。

この「優生保護法」が「母体保護法」になり「優生保護思想」が削除され、「優生手術」の文言が「不妊手術」に改められたのは1996年でした。

現在、アメリカから入ってきた「出生前健診」が今日本でも盛んに行われるようになりました。その検査の結果、何らかの異常の可能性があると診断された胎児の中絶が非常に増えているという調査報告が出されています。

「病気のある子を育てることが母親の健康に関わる」という理由で、異常の可能性があると診断された胎児の中絶が認められているということです。

しかし、個人の自己責任として、障害の可能性のある子供の出産の選択が迫られるという社会基盤の弱さを感じざるを得ません。

現在、軍事費が増え、社会保障費が減っていくという流れが作られつつあります。

この70年を生き、今を生きる者として、そして、障害のある人たちの幸せを願い福祉に携わる者として、このような危うい事態にしっかり向き合っていきたいと考えます。

◆ **社会福祉法改正案が衆議院厚生労働委員会で可決されました。今回の改正案のポイントは、社会福祉法人の「内部留保金」なるものを使い「社会貢献事業」を実施することを社会福祉法人に義務づけるということです。その部分を紹介します。**

#### ○ **現在の社会福祉法 24 条** 【経営の原則】

「社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。」

#### ○ **改正案 2 項として加わります。【経営の原則等】**

##### 【社会福祉法人の福祉サービスを提供するに当たっての責務】

「社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを提供するよう努めなければならないものとする。」

そして、これを具体化するために「財務規律の強化」として、以下の内容が新しく加えられます。

##### 【財務規律の強化】

○ 「毎会計年度、純資産の額が事業の継続に必要な額を超える社会福祉法人について、社会福祉事業又は公益事業の既存事業の充実又は新規事業の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を作成し、所轄庁の承認を受けなければならないものとする（第 52 条の 2 第一項関係）」

○ 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、社会福祉事業等、地域公益事業（公益事業であつたえ、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対して、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものをいう。）、その他の公益事業の順に検討し、記載しなければならないものとする

こと。(第55条の2第4項関係)

○ 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当っては、公認会計士、税理士等の財務に関する専門的な知識経験を有する者及び事業区域の住民その他関係者の意見を聴かなければならないものとする。 (第55条の2項及び第6項関係)

◆ 私たちは、社会福祉法人として、より一層その責務を果たしていくために努力していくつもりです。しかし、本来、国が果たすべき役割を社会福祉法人に肩代わりさせるようなことを法律で義務付けることには疑問を持ちます。

### 3 主任職会議を開催します。

日 時 8月19日 [水] 17時～

場 所 工房食堂

#### 議 題

- (1) 理事長 挨拶
- (2) 本部 各管理者 事務長からの報告
- (3) 各事業所からの報告・提案  
～ 4月以降の各事業所の取り組みの報告・協議～
- (4) その他